

相模原市トライアル発注認定制度

認 定 書

相模原市指令（産雇）第47号

所在地 相模原市南区相模大野五丁目33番4号
名称 株式会社 CSR
代表者 代表取締役 中澤 矩長 様

相模原市トライアル発注認定制度実施要綱第5条の規定に基づき、認定します。

平成24年8月24日

相模原市長 加山 俊 夫



1 製品の名称

緊急告知コミュニティFM戸別受信機 DPR-3

2 認定対象期間

平成24年8月24日から平成27年3月31日まで

3 留意事項

- (1) 次のいずれかを変更しようとするときは、遅滞なく「新たな事業分野の開拓の実施に関する実施計画変更承認申請書（第2号様式）」を市長に提出し、その承認を受けてください。
 - ① 新製品の内容
 - ② 新製品の生産方法及び販売の実施方法
 - ③ 新製品の生産及び販売の実施計画
 - ④ 新製品の生産及び販売に必要な資金の額及び調達方法
- (2) 次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことがあります。
 - ① 認定申請書に従って事業を実施していない場合
 - ② 本制度の要件に該当しなくなった場合
 - ③ 偽り、その他不正な手段により認定された場合
 - ④ 実施要綱の定める事項に反し、又は市長の指示に従わなかった場合